

特定非営利活動法人 さざなみの会 介護職員初任者研修
学 則

第1条 研修の目的

これからの高齢化社会と障害者支援において、より専門的な知識や技術を習得した介護職員を養成し、地域福祉に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

第2条 研修の名称

特定非営利活動法人 さざなみの会 介護職員初任者研修

第3条 法人の名称、住所

特定非営利活動法人 さざなみの会

〒880-1111 宮崎県東諸県郡国富町大字岩地野 357 番地

第4条 指定番号 45039

第5条 事業所の概要

平成22年4月に法人格を取得後、ホームヘルパー2級養成研修及び同行援護従業者養成研修(旧ガイドヘルパー養成研修)の開催とともに障害のある方々を含めた子供から高齢者までが、心身ともに健康で安心した生活ができることを目指し、さまざまな活動及びボランティア活動を行う団体の育成にも取り組んでいる。

第6条 研修カリキュラム

別紙:研修カリキュラムに記載のとおりとする。

第7条 講義、演習室

社会福祉法人 慶明会

介護老人保健施設 サンフローラみやざき 会議室

〒880-1111 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野 355 TEL 0985-75-2020

第8条 講師プロフィール

別紙:講師プロフィール一覧に記載のとおりとする。

第9条 使用テキスト

公益財団法人 介護労働安定センター 介護職員初任者研修テキスト 2014版

第10条 研修修了の認定方法

以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。

- ① 研修カリキュラム(必須科目)の全科目を履修すること(但し、欠席については、当法人が定める規程

対象者のみとする。)とする。

- ② 研修カリキュラム「こころとからだのしくみと生活支援技術」において、基礎的知識の理解、生活支援技術の習得状況における評価が各カリキュラムにおいて B 評価以上達していること。尚、評価基準は以下のとおりとし、各担当講師が評価するものとする。

A(的確に出来ている)・B(概ね出来ている)・C(不十分)

- ③ 修了評価試験において、100 点満点中 60 点以上に達していること。

尚、上記の要件に満たない場合は、以下のとおり対応するものとする。

- ①、②の場合は、同内容による補講を有料にて実施する。

- ③の場合は、有料にて補講を実施し、再試験を行う。

但し、①、②、③の補講にかかる費用は、1 回当たり、各 2,000 円とする。

第 11 条 研修欠席者に対する補講の方法

当法人が定めた下記対象者のみ補講対象者とし、有料にて対応するものとする。

補講料金は、1 回あたり 2,000 円とする。

- ① 病気等の理由
- ② 災害、事故等の理由
- ③ その他(当法人が認めたもの)

第 13 条 受講定員

20 名

第 12 条 受講要件

訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅、施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

第 13 条 募集方法

随時、新聞等への掲載、パンフレットの配布、ホームページによる広報

第 14 条 受講手続

受講希望者には、募集要項、日程表、申込書を送付し、郵送、FAX、メールによる申し込みを先着順によるものとする。

第 15 条 受講料、補講に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその他支払方法

- ① 受講料 65,550 円(税込、テキスト代 6,068 円込)を指定期日までに、指定口座に振り込み(振込手数料は本人負担)か、当事業所まで持参するものとする。

- ② 補講料 1 回あたり 2,000 円を補講当日迄に、現金にて納入するものとする。

第 16 条 解約条件及び返金の有無

開講日前日迄に解約の申し出があった場合についてのみ、振込手数料及びテキスト代を除く金額を返金するものとする。

第 17 条 受講中の事故等への対応

受講者全員、傷害保険に加入することとし、受講中の事故に関しては当該保険にて対応するものとする。

第 18 条 個人情報の取扱い

当法人が得た情報は、本研修以外には利用しないこととする。但し、本研修で使用する場合は、特定非営利活動法人 さざなみの会個人情報保護に関する方針に基づき、適切に対応するものとする。

第 19 条 情報の開示を行うホームページURL

<http://www.sazanaminokai.org>

第 20 条 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

理事長 土屋 広明
0985-75-1695

第 21 条 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

事務局 三村 直樹
0985-75-1695

第 22 条 法人及び事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

事務局長 奈良迫 文人
0985-75-1695

第 23 条 その他研修に関する必要事項

○受講希望者が5名に満たない場合は、開講を中止とし、受講生に対し開講の 3 日迄には連絡を行うものとする。尚、受講料納付済み者に対しては、振込手数料及びテキスト代を除く全額を返金するものとする。

○修了証明書の亡失・き損した場合には、当法人の研修を修了したとする証明書の交付を行うものとするが、その際の証明書交付に係る費用は 500 円とする。

○受講にかかわる本人確認については、本人同意の上、①～⑧のいずれかにより確認するものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カード等の提示
- ④ 健康保険証の提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示
- ⑦ 年金手帳の提示
- ⑧ 国家資格等を有する者については、免許証又は登録証の提示

尚、本学則において追加事項等がある場合は、理事会における承認を経て変更するものとする。

附則

本学則は、平成 26 年 9 月 25 日より施行する。